

2010年度父母の会執行部定例会（第一回）議事録

日時：2010年度 4月10日（土）午前11時～午後12時半

場所：補習校 父母の会室

出席者：マッコスカー（2009年度会長）、アーゼント、片岡（2010年度会長）、南原、松浦、クロマー、内藤、三輪、堤、松永、ピエリ、久保、藤原、安藤、上村、高木（書記）*敬称略、順不同

1. 執行部会活動表、名簿について

年間活動予定、名簿の確認

2. 父母の会が免税NPO化したことによる利点

- 収入に国や州の法人税がかからない
- 父母の会で購入するものに消費税がかからない
- 税務処理が簡素化できる
- 父母の会に寄付する個人、企業に税制上の優遇措置がある

3. 父母の会が免税NPO化したことによって制限される活動

父母の会の趣旨にはずれる活動、特定の個人、団体の利益になるシステム、政治的活動などに制限があるが、父母の会が従来の活動をしていれば問題はない。

4. 消費税免除のための Certificate について

Sales Tax を免除してもらう場合は、購入する際に Certificate を店側へ提示する必要がある

Certificate 利用者（Ex. クラス係、アルバム係）への周知の徹底

個人的な買い物に、この Certificate を悪用されない為の対策として、

買い物リストを先に提示して貰う→規定用紙への記入→父母会でコピーを保管→会長へ確認（父母の会承認要）

→Certificate を渡す→領収書の回収→父母会で該当買い物リスト詳細の確認

悪用されない為に、Certificate 使用についての規約を父母の会 HP に載せるべきか→検討中

5. IRS への Tax 申請について、その他付随業務

今期、執行部では会長に業務をお願いするが、様子を見て各執行部役員も手助けをする

2012年度には、NPO 業務担当役員を一人増やす事を念頭に置き、検討していく

申請は、昨年度（3月末迄）に対して行うので、提出期日は9月中旬となっており、時間的な余裕有

収入2万5千ドル以下なら Web での申請が可能で、簡潔に行える（マニュアル有）

Annual Report の作成も併せて行う（提出期日 12月）

万が一の監査用のために、会員名簿、議事録、会計記録、年間手続きの書類などの管理も必要となる

6. 寄付金について

企業から寄付金を受け取った場合は、寄贈物品の詳細を明記した Thank you letter を必ず郵送し、

父母会でコピーを取り領収書として管理する

寄付を行う企業側は、父母会と NJ 補習校の区別がつかず混乱している

父母会での寄付金使用用途を明確にし、提示する事が必要

7. 父母会費について

中途退学となった場合でも、返金はしない 在籍した事実がある限り、支払い義務は生じるものとする

8. HP 掲載依頼法について

水曜日迄の依頼が基本となる 緊急案件に関しては、臨機応変に対応していく

内容の確認は広報では行わないので、各自確認する事

掲載に際して、会長もしくは副会長の承認を必ず得る事

（会長からの承認メールの文面を残したまま、広報へ転送し、掲載依頼をする）

後日、HP 掲載マニュアルが各役員へと送付された

9. 今年度1学期の販売会について

6月12日にバス係との合同による鈴木ファーム野菜等販売会を行う事を承認→決定

この日は、幼児部参観日となっており保護者が学校に居残っている、運動会后、夏休み前となり時期的に丁度良い

2学期には、古本市と鈴木ファーム野菜販売会を行いたい→後日検討

11月末に、資金がどれ程集まったのか確定するので、もし足りなければ3学期にもう一度何かイベントを行う予定

10. 運動会について

<現況>

企業へ記念品の寄付をお願いしている

ボランティアをされる保護者の為に、小さなお子さんを運動会委員と卒業生とで預かる事を検討中

<変更点>

今年度よりボランティア用 T シャツの配布を廃止 経費削減の為、腕章を代替とする

委員は継続してTシャツを着用 お弁当を依頼する業者を変えた→お弁当案内は4月中旬に配布予定

<問題点、不明な点>

今年度の運動会での警備はどの様にしていくか→昨年度と同じく、警察へパトロール依頼をするのか
生徒と保護者以外の来訪者には、ビシターステッカーの着用が必須である事を周知させる必要がある
ビシターステッカーを何処へ置いておくか→学校側と要検討

11、その他

前回配布された2009年度父母会収支決算資料にて、1万ドル以上の赤字となっていたが正しくは500ドルの赤字
資金調達目標額として、前年度と同程度である6千ドル弱とする